

株 主 各 位

証券コード7979  
平成24年6月5日  
京都市東山区福稲上高松町11番地  
**株式会社 松風**  
取締役社長 根 來 紀 行

## 第140回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第140回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成24年6月26日（火曜日）午後5時までに到着するようにご返送くださいますようお願い申しあげます。 敬 具

### 記

1. 日 時 平成24年6月27日（水曜日）午前10時  
2. 場 所 京都市東山区福稲上高松町11番地  
株式会社 松 風（本社 厚生館）

### 3. 目 的 事 項

#### 報告事項

- 第140期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第140期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）計算書類報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 取締役7名選任の件  
第2号議案 監査役3名選任の件  
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎代理人を株主総会に出席させる場合、代理人は当社の株主であることを要します。また、代理人は1名に限らせていただきます。なお、代理人は株主総会に出席の際に、株主ご本人の議決権行使書面とともに、代理権を証明する書面を会場受付にご提出ください。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、当社ホームページ〈<http://www.shofu.co.jp>〉において、その旨掲載しますので、あらかじめご了承ください。
- ◎本定時株主総会におきましては、当社役職員は軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、ご了承くださいますようお願い申しあげます。株主のみなさまにおかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申しあげます。

(添付書類)

# 事業報告

(平成23年4月1日から  
平成24年3月31日まで)

## I. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、平成23年3月に発生した東日本大震災の影響により大きな落ち込みを見せましたが、サプライチェーンの回復などに伴い、生産活動に持ち直しの動きが見られるようになり、緩やかな回復傾向をたどりました。その後、急速に進展した円高は落ち着きを見せつつあるものの、欧州の財政問題の深刻化などによる世界経済の減速や中東情勢の影響を受けた原油価格の上昇などの要因もあり、依然として先行き不透明な状況で推移いたしました。

当歯科業界におきましては、近年ホワイトニングやインプラントなどの審美歯科治療への関心の高まりに加え、歯科疾患が全身の健康に悪影響を及ぼすことへの認識が深まり、口腔ケアの重要性について認知度が高まるなど、業界全体にとって明るい材料もありましたが、こうした材料が歯科医療費の大幅な伸びをもたらすには至らない中で、歯科界全体で熾烈な過当競争が生じており、引き続き厳しい経営環境が続きました。

このような状況下にあつて、当社は、3月29日に東京証券取引所市場第一部に上場いたしました。これからも、市場第一部上場企業としての社会的責任を強く認識しつつ、引き続き業容の拡大と企業価値向上を目指してまいります。

また、当社グループは、3年間の中期経営計画の最終年を迎え、「創造的な企業活動を通じて世界の歯科医療に貢献する」という経営理念のもと、品質競争力、マーケティング力、価格競争力の強化を重点課題として位置づけ、取り組みを強化するとともに、執行役員制度やストック・オプション制度の導入を進め、業務執行の体制を強化するなど、計画の達成に向けて積極的な事業活動に取り組みました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は、デンタル関連事業、ネイル関連事業、その他の事業とともに、国内外で堅調に推移し、159億85百万円と、前期に比べ2億74百万円(1.7%)の増収となりました。

営業利益は、研究開発への積極的な投資などにより、販売一般管理費が増加したものの、9億97百万円と、前期に比べ54百万円(5.8%)の増益となりました。

経常利益は、営業外収益に貸倒引当金戻入額を計上したことなどにより、9億62百万円と、前期に比べ2億4百万円(26.9%)の増益となりました。

当期純利益は、平成24年4月1日以降の税制改正による法定実効税率の変更の影響を税金費用に加味した結果、5億10百万円と、前期に比べ55百万円(12.2%)の増益となりました。

当社グループは、デンタル関連事業、ネイル関連事業、その他の事業(工業用研磨材)に分けて報告セグメントを開示しております。これらの事業別セグメントの業績概要は、以下のとおりであります。

(デンタル関連事業)

国内におきましては、高分子系歯科小窩裂溝封鎖材「ビューティシーラント」、歯面コーティング材「PRGバリアコート」、超音波歯周用スケーラ「ミニマスターLED」、義歯床用短期弾性裏装材「松風ティッシュコンディショナーII ソフト」、歯科用象牙質接着材「ビューティボンド マルチ」などの新製品を市場投入しました。本社、支社・各営業所でのセミナーの開催やデンタルショーにおいて、ユーザーやディーラーに対し積極的なセールス活動を行い、拡販に努めました。また、昨年歯の衛生週間の始まる6月4日には、親子で楽しく学びながら歯科治療・予防を身近に感じていただくことを目的に、歯をテーマにした絵本が無料で読める歯の知育コンテンツ「はいく」をインターネット上にオープンするなど、歯科治療に対する関心を高める活動にも積極的に取り組みました。

海外におきましては、円高の影響を受けたものの、アジアを中心に好調に推移しました。また、治療の際に天然歯への侵襲を最小限に抑えつつ審美的効果を出す歯科治療の概念である「MiCD(Minimally Invasive Cosmetic Dentistry)」コンセプトを掲げたマーケティングや学術活動を海外においても積極的にを行い、海外各地のデンタルショーへの参加を進めるなど、当社製品の拡販に努めたほか、海外技工士向けのセミナーを開催し、当社製品の優位性をユーザーに直接働きかける活動にも注力するなど、海外市場における当社製品の地位の確立に努めました。

これらの結果、デンタル関連事業の売上高は、143億29百万円(前期比2億15百万円、1.5%増)、営業利益は10億32百万円(前期比50百万円、5.2%増)となりました。

(ネイル関連事業)

ネイル関連事業は、既存の可視光重合型ジェルネイルシステム「L・E・D GEL Presto」のリニューアルを実施したほか、光照射器に低価格版の「Bianca/Rosa」を市場投入するなど、自社ブランド商品のさらなる品質改良とコストダウンを進めました。また、人気キャラクターを使用した製品や韓国BANDIブランドのジェル・ポリッシュを投入したほか、Webによる受注システムの改善を実施するなど、新製品の市場投入やさらなる市場シェアの獲得に積極的に取り組みました。しかしながら、消費マインドは低調に推移し、ネイル業界全体の市場が伸び悩む中、東日本大震災の影響により展示会が縮減されたことに加えて価格競争も進み、厳しい環境で推移いたしました。

これらの結果、ネイル関連事業の売上高は15億75百万円(前期比54百万円、3.6%増)となりましたが、利益面はのれん償却費の負担や販売費用の増加もあり、営業損失は63百万円と前期比3百万円の減益となりました。

### (その他の事業)

当社グループの株式会社昭研におきまして、歯科用研磨材の生産技術を応用し、工業用研磨材を製造販売しております。産業材などの需要回復により、その他の事業の売上高は85百万円(前期比4百万円、5.8%増)となり、営業利益は24百万円(前期比5百万円、26.3%増)となりました。

### (2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資は、2億80百万円であります。その主なものは、基幹システムのアーカイブ導入に要した費用21百万円であります。

### (3) 資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資に必要な資金は、すべて自己資金で賄いました。

### (4) 事業の譲渡の状況等

該当事項はありません。

### (5) 財産及び損益の状況

#### ①企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	期 別	第137期	第138期	第139期	第140期(当期)
		平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで	平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで	平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで	平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで
売 上 高(百万円)		16,526	16,040	15,711	15,985
経 常 利 益(百万円)		1,313	951	758	962
当 期 純 利 益(百万円)		793	521	455	510
1株当たり当期純利益		55円57銭	33円28銭	28円32銭	31円77銭
総 資 産(百万円)		20,944	22,522	22,649	22,795
純 資 産(百万円)		16,612	18,310	18,233	18,439

## ②当社の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	期 別	第137期	第138期	第139期	第140期(当期)
		平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで	平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで	平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで	平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで
売 上 高(百万円)		13,360	12,663	12,629	12,874
経 常 利 益(百万円)		853	443	478	696
当 期 純 利 益(百万円)		518	231	328	427
1株当たり当期純利益		36円29銭	14円81銭	20円43銭	26円59銭
総 資 産(百万円)		17,720	19,267	19,397	19,579
純 資 産(百万円)		14,128	15,625	15,607	15,762

### (6) 対処すべき課題

歯科疾患の予防等による口腔の健康の推進などを目的とした「歯科口腔保健の推進に関する法律」が施行され、歯の健康を保持することの重要性等がより広く認識されるようになったほか、歯科診療報酬のプラス改定が行われるなど、業界にとって明るい材料もありました。しかしながら、これらの要因は、直ちに歯科界全体を牽引するまでには至らず、薬価及び材料価格基準が引き下げとなったことや景気の見通しが不透明なこと等と相まって、引き続き厳しい環境下での経営を強いられる状況にあります。

このような状況のもと、当社グループは、第141期を初年度とする新中期経営計画を策定いたしました。当計画は、本年創立90周年を迎える当社が、来るべき創立100周年を見据え、海外事業の拡大を今後の成長の原動力と位置づけ、継続的な成長に向けた明確な道筋を作ることを目指すものです。

具体的には、当社グループは、グローバルな研究開発型の企業として、世界各地の需要・ニーズに適合した新製品の開発・投入を行い、当社製品が世界市場において高い支持を得られるよう取り組んでまいります。また、販売網・販売拠点の整備を進めるとともに、国内外学術ネットワークを構築し、ユーザーへの直接的な宣伝活動も進めてまいります。そして、さらなるコストダウン活動と並行して、生産体制の見直しを進めるとともに、グローバル人材の育成・確保を進め、海外事業の拡大に取り組んでまいります。

また、物流機能見直しの一環として、物流センター建設を取りやめ、東京支社及び仙台営業所の物流業務の外部委託を行うことを決定いたしました。このような施策を通じて、将来的な取扱品目数の変化への柔軟な対応やトレーサビリティを確保する体制の強化に繋げ、物流業務の品質向上や合理化を進めてまいります。

さらに、新規事業における製品開発や積極的な販売活動を支える体制の構築を優先する観点から、物流センター建設に充当する予定であった資金を研究開発投資に振り向けるほ

か、生産子会社を含む生産拠点の再配置及び販売子会社を含む販売網の強化・整備に向けた投資を先行して実施するよう決定しております。これにより、新製品開発及び製品化のスピードアップや製商品供給リードタイムの短縮を図ってまいります。

ネイル関連事業におきましては、厳しい市場環境の中、顧客ニーズを汲み取り、自社ブランドの高付加価値製品の開発を行うとともに、引き続き新規取引先の開拓に努めるなど、積極的な販売強化に努めてまいります。

その他の事業分野におきましても、引き続き当社グループの経営資源を有効活用し、市場ニーズに合致した製品開発を進めることで、売上の拡大を目指してまいります。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

#### (7) 主要な事業内容（平成24年3月31日現在）

当社グループは、デンタル関連事業、ネイル関連事業、その他の事業の3つの事業の種類別セグメントにより構成されておりますが、それぞれの事業の種類に属する主要製品は次のとおりであります。

事業別	主要製品
デンタル関連事業	人工歯類、研削材類、金属類、化工品類、セメント類、機械器具類
ネイル関連事業	ネイルケア製品類
その他の事業	工業用研磨材

#### (8) 主要な営業所及び工場（平成24年3月31日現在）

本社	京都市東山区福稲上高松町11番地
東京支社	東京都文京区
札幌営業所	札幌市中央区
仙台営業所	仙台市青葉区
名古屋営業所	名古屋市名東区
大阪営業所	大阪府吹田市
福岡営業所	福岡市博多区
工場	京都市東山区

(9) 従業員の状況（平成24年3月31日現在）

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
814名	4名増

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
439名	1名減	42.02歳	17.71年

- (注) 1. 上記の従業員数には、社外から当社への出向者（1名）を含んでおります。  
2. 上記の従業員数には、臨時従業員（85名）、出向者（9名）は含んでおりません。

(10) 主要な借入先（平成24年3月31日現在）

借入先	借入額(百万円)
株式会社京都銀行	500
株式会社滋賀銀行	250

(11) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
SHOFU Dental Corporation	84千米ドル	100.0%	当社販売品目のアメリカ・カナダ・中南米等における販売
株式会社 滋賀松風	152,000千円	100.0%	当社販売品目のうち、人工歯等の製造
SHOFU Dental GmbH	1,000千ユーロ	100.0%	当社販売品目のヨーロッパ・中近東・アフリカにおける販売
Advanced Healthcare Ltd.	1,240千英ポンド	100.0%	化学製品の研究開発及び製造
株式会社 昭研	24,000千円	100.0%	歯科用研磨材及び工業用研磨材の製造
株式会社 プロメック	100,000千円	100.0%	医療用機械器具及び美容器具等の製造、販売並びに輸出入
上海松風歯科材料有限公司	350,000千円	100.0%	当社販売品目のうち、研削材及び人工歯等の製造
松風歯科器材貿易(上海)有限公司	100,000千円	100.0%	中国国内向け歯科材料、歯科用機器の販売
株式会社 ネイルラボ	250,000千円	100.0%	日本国内及びアジア・アメリカ向けネイルケア関連商品の企画・販売



## Ⅱ. 株式会社の株式に関する事項（平成24年3月31日現在）

### (1) 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数(千株)	持株比率(%)
三井化学株式会社	1,800	11.20
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	1,091	6.79
日本生命保険相互会社	718	4.47
株式会社京都銀行	712	4.43
株式会社滋賀銀行	602	3.75
松風社員持株会	478	2.98
松風 淑子	370	2.30
住友信託銀行株式会社	364	2.26
大日本スクリーン製造株式会社	330	2.05
株式会社中央倉庫	313	1.95

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示してあります。  
2. 当社は、自己株式を40千株保有しております。  
3. 持株比率は、当事業年度の末日における発行済株式（自己株式を除く）の総数に対する割合であります。

### (2) その他株式に関する重要な事項

- ①発行可能株式総数 64,000,000株
- ②発行済株式の総数 16,114,089株
- ③株主数 4,944名（前期末比648名増）
- ④株式の分割、株式無償割当て及び募集株式の発行等の状況  
該当事項はありません。

### Ⅲ. 新株予約権等に関する事項

#### (1) 当事業年度末日に当社役員が保有している新株予約権等の状況

名称	第1回新株予約権(株式報酬型ストック・オプション)
決議年月日	平成23年6月28日
個数	253個
株式の種類と数	普通株式 25,300株
行使時の払込金額	1株当たり1円
行使期間	平成23年7月15日～平成53年7月14日
保有者数	取締役 6名

- (注) 1. 新株予約権者は、取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとしております。
2. 新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集要項を決定する取締役会において定めることとしております。

#### (2) 当事業年度中に使用人等に交付した新株予約権等の状況

名称	第1回新株予約権(株式報酬型ストック・オプション)
決議年月日	平成23年6月28日
個数	97個
株式の種類と数	普通株式 9,700株
行使時の払込金額	1株当たり1円
行使期間	平成23年7月15日～平成53年7月14日
保有者数	執行役員 11名

- (注) 1. 新株予約権者は、執行役員及び従業員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとしております。
2. 新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集要項を決定する取締役会において定めることとしております。

#### IV. 株式会社の取締役及び監査役に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
*取締役会長	太 田 勝 也		
*取締役社長	根 来 紀 行		
*取締役副社長	脇 野 喜 和	研究開発・技術・生産 担当	
取締役副社長	白波瀬 文 雄	財務・人事・総務・総 合企画担当	
専務取締役	関 敏 明	グループ事業管理担当	Advanced Healthcare Ltd. 取締役社長 上海松風歯科材料有限公司 董事長 株式会社ネイルラボ 代表取締役社長
常務取締役	西 田 喜 直	営業・マーケティング ・国際担当	
常勤監査役	井 上 秀		
常勤監査役	徳 田 進		
監 査 役	西 田 憲 司		公認会計士
監 査 役	酒 見 康 史		弁護士 シーシーエス株式会社 社外取締役

- (注) 1. \*は代表取締役であります。
2. 監査役 西田憲司氏及び酒見康史氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 西田憲司氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役 西田憲司氏及び酒見康史氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしております。なお、当社は酒見康史氏を当社の独立役員として、同取引所に届け出ています。
5. 当期中の取締役の異動  
平成23年6月28日開催の第139回定時株主総会終結の時をもって、松村光常、牧野宏治、南部敏之、早川雄一、近持貴之、岩崎聡及び中嶋義和の7氏が任期満了により取締役を退任いたしました。
6. 当期末後の取締役の異動  
専務取締役 関敏明氏は、平成24年4月16日付をもって、株式会社プロメックの代表取締役社長に就任いたしました。  
専務取締役 関敏明氏は、平成24年5月1日付をもって、Advanced Healthcare Ltd. 取締役社長を退任いたしました。

7. 当社は平成23年6月28日より、執行役員制度を導入しております。当事業年度末日における執行役員は以下のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
上 席 執 行 役 員	松 村 光 常	グループ事業管理部長
上 席 執 行 役 員	牧 野 宏 治	人事部長
上 席 執 行 役 員	南 部 敏 之	研究開発部研究主幹
上 席 執 行 役 員	早 川 雄 一	研究開発部研究主幹
上 席 執 行 役 員	近 持 貴 之	営業部長
上 席 執 行 役 員	岩 崎 聡	松風歯科器材貿易（上海）有限公司 董事長 兼 総経理
上 席 執 行 役 員	中 嶋 義 和	生産部長
執 行 役 員	出 口 幹 人	研究開発部長
執 行 役 員	丹 正 義	東京支社長
執 行 役 員	藤 島 亘	財務部長
執 行 役 員	山 寄 文 孝	総合企画部長

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	支 給 額
取締役	13人	197,920千円
監査役 (うち社外監査役)	4人 (2人)	33,287千円 (7,618千円)
合計 (うち社外役員)	17人 (2人)	231,207千円 (7,618千円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
2. 報酬等の額には、期間費用として引当金計上した役員賞与及び退職慰労金を含めております。  
3. 上記の人数には、平成23年6月28日開催の第139回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役7名を含んでおります。  
4. 上記の金額のほか、平成23年6月28日開催の第139回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役7名に対する役員退職慰労金の額は以下のとおりであります。なお、支給の時期は各取締役の退社する時といたします。

取締役7名に対し132,870千円（過年度の事業報告において引当金計上した役員退職慰労金の繰入額（129,490千円）が含まれております。）

5. 上記の金額のほか、平成23年6月28日開催の第139回定時株主総会の役員退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給の決議に基づき、取締役6名、監査役4名に対する役員退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給の額は、以下のとおりであります。なお、支給の時期は各取締役及び各監査役の退任時といたします。

取締役6名に対し418,180千円

監査役4名に対し9,990千円(うち社外監査役2名に対し4,310千円)

(それぞれ過年度の事業報告において引当金計上した役員退職慰労金の繰入額419,160千円(取締役6名に対し409,970千円、監査役4名に対し9,190千円(うち社外監査役2名に対し4,170千円))が含まれております。)

6. 上記の金額のほか、平成23年6月28日の取締役会決議に基づき付与された株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の額は以下のとおりであります。

取締役6名に対し12,713千円

### (3) 社外役員に関する事項

#### ①社外役員の重要な兼職の状況並びに当該兼職先との関係

区 分	氏 名	兼 職 先	兼職内容	当該兼職先との関係
監査役	酒見康史	シーシーエス株式会社	社外取締役	当社とシーシーエス株式会社の間には特別な関係はありません。

#### ②各社外役員の当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席の状況並びに発言の状況

氏 名	出席の状況(出席回数)	発言の状況
西田憲司	取締役会22回	公認会計士としての専門性に基づき、客観的な立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言等を行っております。
	監査役会13回	
酒見康史	取締役会21回	弁護士としての専門性に基づき、客観的な立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言等を行っております。
	監査役会13回	

(注) 当事業年度における取締役会の開催回数は22回、監査役会の開催回数は13回であります。

## V. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の氏名又は名称

新日本有限責任監査法人

### (2) 会計監査人に対する報酬等の額

①	公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	35百万円
②	当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35百万円

(注) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

なお、当社の重要な子会社のうち、SHOFU Dental GmbH、Advanced Healthcare Ltd.、上海松風歯科材料有限公司、松風歯科器材貿易（上海）有限公司につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む）の計算書類（これに相当するものを含む）の監査（会社法又は金融商品取引法（又はこれらの法律に相当するものを含む）の規定によるものに限る）を受けております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人である監査法人に重大な法令違反や著しい職務怠慢があると認められる場合は、当社取締役会は、監査役会の承認を得て、株主総会に会計監査人の解任又は不再任の議案を上程します。

## VI. 株式会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社取締役会において決議した、内部統制システム構築の基本方針は以下のとおりであります。

当社は、「創造的な企業活動を通じて世界の歯科医療に貢献する」ことを経営理念として掲げ、歯科医療という公共性の高い分野で事業を行っている。また、企業が健全に存続し続けるためには、企業としての社会的責任を果たすことが不可欠であり、当社のように公共性の高い分野で事業を行う企業に対しては、そのことがより強く求められる。そこで、当社は企業としての社会的責任を果たすための取組みの一環として、コンプライアンスを重視した経営を推進することとし、以下のとおり内部統制システムを整備する。

### (1) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営理念を実践するために「松風グループ行動規範」を制定して、松風の役員・社員として求められる規範を明示するとともに、社長を委員長とする倫理委員会を設置し、役員・社員が法令・定款及び社内規程を順守し、共通の倫理的価値観を持つための体制の構築及び運用・維持を行う。また、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係を遮断する。

さらに、コンプライアンスを重視した経営を担保するため、取締役社長の直属組織として監査室を置き、監査室による内部監査と監査役監査の連携を図るなど、チェック体制の充実を図り、併せて内部通報制度による不祥事の早期発見に努める。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、その職務の執行に係る情報については、別に定める「取締役会規程」、「常務会規程」、「稟議規程」、「内部情報管理規程」及び「文書取扱規程」において、情報の性質に応じた保存年限や保存方法等を定め、適切に保存し管理する。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、品質、環境、災害、情報セキュリティ、与信等に係るリスクについては、それぞれの担当部門で規程、ガイドラインを制定、教育研修を実施するほか、マニュアルの作成・配布を行うことを通じて、担当する業務に関するリスクの早期把握に努め、リスク回避及びリスクの最小化のために必要な措置を講じ、関係部門と連携を図り対応を行う。

また、新たに生じたリスクへの対応のために必要な場合は、速やかに対応責任者を定め、必要な対応をとる。

さらに、内部監査を通じて、リスクの発見やリスク対応措置の見直しを行い、継続的な体制改善を図る。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督等を行う。

取締役は、法令、定款に基づくほか、重要事項については、「取締役会規程」、「常務会規程」、「職務権限規程」によって定められた決裁権限に基づいて、適正に職務を執行する。

また、迅速な意思決定を行うことにより、効率的な職務執行を図るため、担当役員制度及び執行役員制度を導入しており、執行役員は、取締役会及び担当役員の指導及び監視のもと、委譲された権限を行使して職務を執行する。

さらに、常務取締役以上で構成する常務会を設置し、取締役会への付議事項の審査、取締役会から委嘱を受けた事項、その他経営に関する戦略的事項等重要事項の決定を行うとともに、常務会の諮問機関として執行役員等から構成する執行役員会を設置し、中長期経営計画、年度経営計画等重要経営課題の検討、立案及び実行管理を行い、事業活動の円滑化、経営効率の向上を図る。

上記の職務執行にかかる意思決定については、「稟議規程」に基づき稟議により決定する。

#### (5) 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ全体の企業価値及び経営効率の向上を図り、社会的責任を全うするために「関係会社管理規程」を制定し、親会社・子会社間の指揮・命令、連携を密にし、管理・指導等を行いながら企業集団としての業務の適正を図る。これらの主管部門として、当社にグループ事業管理部を設置する。

また、「松風グループ行動規範」を当社及び国内外の子会社すべてに適用し、グループ全体のコンプライアンス体制強化を図る。

当社及び子会社各社は、金融商品取引法に定める「財務報告に係る内部統制」システムの構築、評価及び報告に関し、適切な運営を図る。

また、子会社各社についても当社監査室による内部監査及び当社監査役による監査役監査を実施する。

#### (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合は、監査役の指名する社員に委嘱することとする。当該社員を対象とする人事異動を行うにあたっては、監査役会の同意を得て行うものとする。

#### (7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、監査役会に職務の執行状況を報告する。また、監査役は、取締役会その他重要な会議に出席するとともに、必要に応じて取締役又は社員に報告を求めることができる。さらに、関係部門及びグループ会社の調査、重要案件の決裁書の確認などにより監査を行う。また、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、会計監査人との情報の交換を行う。

監査役会は、社外監査役、子会社監査役を含めた相互の情報提供や意見交換を十分に行うほか、監査室や会計監査人との緊密な連携を図る。



## Ⅶ. 株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

### (1) 基本方針の内容

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、歯科器材の国際的メーカーである当社の経営においては、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、そして世界の歯科医療に貢献し、このことを通じて人々の「健康」と「美」に貢献するという当社に与えられた社会的使命、それら当社グループの企業価値を構成する要素等への理解が不可欠であり、これらを継続的に維持・向上させていくためには、当社グループの企業価値の源泉等を機軸とした中長期的な視野を持った取組みが必要不可欠であると考えております。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者によりこうした中長期的視点に立った施策が実行されない場合、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益や当社グループに関わる全てのステークホルダーの利益は毀損されることになる可能性があります。

当社は、当社株式の適正な価値を株主及び投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、突然大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかなど大規模買付者による大規模買付行為の是非を株主の皆様が短期間の内に適切にご判断いただくためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式の継続保有をお考えの株主の皆様にとっても、かかる買付行為が当社グループに与える影響や、買付者が考える当社グループの経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、当社株式の継続保有を検討するうえで重要な判断材料となると考えます。

### (2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、基本方針の実現に資する特別な取組みとして、平成21年度から平成23年度までを対象期間とした「中期経営計画」を策定しており、グループ売上高180億円の達成を目標としております。具体的には、①グローバルマーケティング機能の強化と新製品・新技術による需要の創造とシェアアップ、②海外事業の拡大、③コストダウン活動といった施策を通じて、企業価値ひいては株主共同の利益の向上につなげることを目指しております。

また、激しい企業環境の変化に迅速に対応し、責任の明確化を図り、職務遂行度をより厳しく問うことを目的として、取締役の任期を1年としております。また、監査役会につきましては、平成18年6月より、それまでの3名体制（常勤監査役1名、社外監査役2名）から、常勤監査役2名体制にし、執行に対する監督機能の強化を進めるなど、コーポレート・ガバナンスの強化充実に向けて取り組んでおります。

### (3) 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成22年5月14日開催の取締役会において、(1)で述べた会社支配に関する基本方針に照らし、「当社株券等の大規模買付行為への対応方針」（以下「本対応方針」といいます。）を継続することを決議いたしました。

本対応方針は、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。かかる買付行為を以下「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を以下「大規模買付者」といいます。）が行われる場合に、①大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に提供し、②当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ③取締役会又は株主総会が新株予約権の発行等の対抗措置の発動の可否について決議を行った後に大規模買付行為を開始する、という大規模買付ルールへの遵守を大規模買付者に求める一方で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を新株予約権の発行等を利用することにより抑止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的とするものです。

当社の株券等について大規模買付行為が行われる場合、まず、大規模買付者には、当社代表取締役宛に大規模買付者及び大規模買付行為の概要並びに大規模買付ルールに従う旨が記載された意向表明書を提出することを求めます。さらに、大規模買付者には、当社取締役会が当該意向表明書受領後10営業日以内に交付する必要情報リストに基づき株主の皆様の判断及び当社取締役会の意見形成のために必要な情報の提供を求めます。

次に、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し前述の必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）（最大30日間の延長がありえます。）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間とし、当社取締役会は、当該期間内に、外部専門家等の助言を受けながら、大規模買付者から提供された情報を十分に評価・検討し、後述の企業価値検討委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を取りまとめて公表します。また、当社取締役会は、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会としての代替案を提示することもあります。

当社取締役会は、本対応方針を適正に運用し、当社取締役会による恣意的な判断を防止するための諮問機関として、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役及び社外有識者の中から選任された委員からなる企業価値検討委員会を設置し、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないため対抗措置を発動すべきか否

か、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるため対抗措置を発動すべきか否か、対抗措置の発動の可否につき株主総会に諮るべきか否か等の本対応方針に係る重要な判断に際しては、企業価値検討委員会に諮問することとします。企業価値検討委員会は、①大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないため対抗措置発動を勧告した場合、②大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるため対抗措置発動を勧告した場合、及び③大規模買付者による大規模買付行為ないしその提案内容の評価、検討の結果、対抗措置の不発動を勧告した場合を除き、新株予約権の発行等の対抗措置の発動の可否につき株主総会に諮るべきである旨を当社取締役会に勧告を行います。

当社取締役会は、株主総会決議に従って、又は取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り企業価値検討委員会の前述の勧告を最大限尊重し、新株予約権の発行等の対抗措置の発動又は不発動に関する会社法上の機関としての決議を遅滞なく行います。対抗措置として新株予約権の発行を実施する場合には、新株予約権者は、当社取締役会が定めた1円以上の額を払い込むことにより新株予約権を行使し、当社普通株式を取得することができるものとし、当該新株予約権には、大規模買付者等による権利行使が認められないという行使条件や当社が大規模買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項等を付すことがあります。また、当社取締役会は、当社取締役会又は株主総会が対抗措置の発動を決定した後も、対抗措置の発動が適切でないと判断した場合には、企業価値検討委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の変更又は停止を行うことがあります。当社取締役会は、前述の決議を行った場合は、適時適切に情報開示を行います。

本対応方針の有効期限は、平成22年6月25日開催の定時株主総会においてその継続が承認されたことから、当該定時株主総会の日から3年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで継続するものとし、以後も同様とします。なお、本対応方針の有効期間中であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、関係法令の整備や、金融商品取引所が定める上場制度の整備等を踏まえ随時見直しを行い、本対応方針の変更を行うことがあります。

なお、本対応方針の詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.shofu.co.jp/ir/>）に掲載する平成22年5月14日付プレスリリースをご覧ください。

#### (4) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

(2)に記載した当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みは、(2)に記載した通り、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための具体的方策であり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。

また、(3)に記載した本対応方針も、(3)に記載した通り、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるために導入されたものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。特に、本対応方針は、当社取締役会から独立した組織として企業価値検討委員会を設置し、対抗措置の発動・不発動の判断の際には取締役会はこれに必ず諮問することとなっていること、企業価値検討委員会が株主総会に諮る必要がないと判断する限定的な場合を除き、原則として株主総会決議によって対抗措置の発動の可否が決められること、本対応方針の有効期間は3年であり、その継続については株主の皆様のご承認をいただくこととなっていること等その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされている点において、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

## Ⅷ. 株式会社の剰余金の配当等の決定権限に関する方針

当社は、長期的な企業価値（株主価値）の増大と、株主のみなさまへの利益還元を目指しつつ安定した配当の維持・継続を基本方針としておりますが、一方で、経営基盤の強化・財務体質の改善を図りながら、海外事業の拡大、新製品開発のための研究開発投資等、将来における積極的な事業展開に備えるため内部留保の充実にも配慮していく考えであります。

連結業績に応じた利益配分の指標としましては、連結配当性向を30%以上とすることを目標として、中間配当及び期末配当の年2回配当を通じて、安定した配分を続けてまいります。

当社は、会社法第459条第1項に掲げる剰余金の配当等については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議をもって行う旨を定款に定めております。

今期の配当金につきましては、平成24年5月11日開催の取締役会決議により、当年度末日（平成24年3月31日）を基準日とする配当金を1株当たり12円（普通配当10円及び創立90周年記念配当1円並びに東証一部上場記念配当1円）とさせていただきます。なお、平成23年11月に実施済の配当金とあわせ、年間の配当金は1株当たり20円となっております。

今後も、これまでの配当政策を継続しつつ、将来の投資計画並びに事業環境等を勘案しながら、資本効率の向上を通じた株主のみなさまへの利益還元や資本政策を機動的に実施してまいります。

# 連 結 貸 借 対 照 表

(平成24年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>		<b>流動負債</b>	
現金及び預金	7,286	支払手形及び買掛金	628
受取手形及び売掛金	2,526	短期借入金	990
有価証券	79	未払法人税等	239
商品及び製品	2,210	役員賞与引当金	31
仕掛	605	その他	1,354
原材料及び貯蔵品	512	<b>流動負債合計</b>	<b>3,244</b>
繰延税金資産	501		
その他	344	<b>固定負債</b>	
貸倒引当金	△99	繰延税金負債	33
<b>流動資産合計</b>	<b>13,966</b>	退職給付引当金	113
		その他	964
<b>固定資産</b>		<b>固定負債合計</b>	<b>1,111</b>
<b>有形固定資産</b>		<b>負債合計</b>	<b>4,355</b>
建物及び構築物	2,344	(純資産の部)	
機械装置及び運搬具	433	<b>株主資本</b>	
土地	1,408	資本金	4,474
建設仮勘定	10	資本剰余金	4,576
その他	270	利益剰余金	9,774
<b>有形固定資産合計</b>	<b>4,467</b>	自己株式	△55
		<b>株主資本合計</b>	<b>18,769</b>
<b>無形固定資産</b>		<b>その他の包括利益累計額</b>	
のれん	356	その他有価証券評価差額金	298
その他	197	為替換算調整勘定	△647
<b>無形固定資産合計</b>	<b>553</b>	<b>その他の包括利益累計額合計</b>	<b>△349</b>
<b>投資その他の資産</b>		<b>新株予約権</b>	<b>19</b>
投資有価証券	3,023	<b>純資産合計</b>	<b>18,439</b>
繰延税金資産	195		
その他	597	<b>負債純資産合計</b>	<b>22,795</b>
貸倒引当金	△9		
<b>投資その他の資産合計</b>	<b>3,807</b>		
<b>固定資産合計</b>	<b>8,829</b>		
<b>資産合計</b>	<b>22,795</b>		

# 連 結 損 益 計 算 書

(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		15,985
売 上 原 価		7,176
売 上 総 利 益		8,809
販売費及び一般管理費		7,811
営 業 利 益		997
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	20	
受 取 配 当 金	55	
会 費 収 入	88	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	94	
そ の 他	45	304
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	14	
売 上 割 引	146	
当 社 主 催 会 費 用	126	
為 替 差 損	22	
そ の 他	29	340
経 常 利 益		962
税金等調整前当期純利益		962
法人税、住民税及び事業税	418	
法 人 税 等 調 整 額	33	451
少数株主損益調整前当期純利益		510
当 期 純 利 益		510

## 連結株主資本等変動計算書

(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額			新株子約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計	その 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 定 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
平成23年4月1日残高	4,474	4,576	9,553	△55	18,548	300	△614	△314	-	18,233
連結会計年度中 の変動額										
剰余金の配当			△289		△289					△289
当期純利益			510		510					510
自己株式の取得				△0	△0					△0
株主資本以外の項目 の連結会計年度中 の変動額（純額）						△1	△32	△34	19	△15
連結会計年度中 の変動額合計	-	-	221	△0	221	△1	△32	△34	19	205
平成24年3月31日残高	4,474	4,576	9,774	△55	18,769	298	△647	△349	19	18,439



## 連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 11社

連結子会社の名称

株式会社 滋賀松風、株式会社 プロメック、株式会社 昭研、  
SHOFU Dental Corp.、SHOFU Dental GmbH、Advanced Healthcare Ltd.、  
SHANGHAI SHOFU Dental Material Co., Ltd.、  
SHOFU Dental Supplies(Shanghai) Co., Ltd.、株式会社 ネイルラボ、  
NAIL LABO INC.、SHOFU Dental Trading(Shanghai) Co., Ltd.

### 2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち SHANGHAI SHOFU Dental Material Co., Ltd.、SHOFU Dental Supplies(Shanghai) Co., Ltd. 及び SHOFU Dental Trading(Shanghai) Co., Ltd. の決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、連結子会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。但し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

### 3. 会計処理基準に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ①有価証券

満期保有目的の債券…償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの……連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております。）

時価のないもの……移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

##### ②棚卸資産

主として先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

## (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

### ①有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2～60年

機械装置及び運搬具 3～10年

### ②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

但し、ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

### ③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

## (3) 重要な引当金の計上基準

### ①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

### ②退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により按分した額を費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

また、海外の連結子会社は主に確定拠出方式を採用しております。

(追加情報)

当社は、平成23年9月に退職金制度を変更し、適格退職年金制度から確定給付企業年金法による規約型の確定給付年金制度及び確定拠出年金制度へ移行しております。本移行に伴い、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）を適用しております。

この移行により、退職給付債務が222百万円減少し、同額の過去勤務債務が発生しております。

なお、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(7年)による定額法で会計処理を行っております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

#### ③役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支出に備えるため、規程に基づく連結会計年度末支給額全額を引当計上しております。

(追加情報)

平成23年6月28日開催の当社の株主総会において、役員退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給議案(支給の時期は各役員の退職時とする)が承認可決され、これにより、役員退職慰労引当金は561百万円取り崩し、打ち切り支給額の未払分を固定負債の「その他」に計上しております。

#### ④役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

### (4) その他連結計算書類作成のための重要な事項

#### ①重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結会計年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債、並びに収益及び費用は会計年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

#### ②のれんの償却方法及び償却期間

のれんは発生原因に応じ20年以内で均等償却することとしております。なお、金額が僅少の場合には、発生した連結会計年度に全額償却することとしております。

#### ③消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(追加情報)

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

(法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が公布されたことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の

計算（ただし、平成24年4月1日以降に解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の40.58%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成24年4月1日から平成27年3月31日までのものは37.92%、平成27年4月1日以降のものについては35.54%に変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が47百万円減少し、当連結会計年度に計上された法人税等調整額が67百万円、その他有価証券評価差額金が20百万円、それぞれ増加しております。

#### (連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額 8,463百万円

#### (連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の数  
普通株式 16,114,089株

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項  
平成23年5月13日の取締役会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 160百万円

1株当たり配当額 10.00円

基準日 平成23年3月31日

効力発生日 平成23年6月7日

平成23年11月2日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 128百万円

1株当たり配当額 8.00円

基準日 平成23年9月30日

効力発生日 平成23年11月30日

3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

平成24年5月11日開催予定の取締役会において、次のとおり決議を予定しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 192百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 12.00円

基準日 平成24年3月31日

効力発生日 平成24年6月6日

4. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の数  
 普通株式 35,000株

**（金融商品に関する注記）**

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については主に短期的な預金等を中心とし、資金調達については銀行等金融機関からの借入によっております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、販売管理規程等に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として、株式であり、上場株式については月次で時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差 額
(1) 現金及び預金	7,286	7,286	-
(2) 受取手形及び売掛金	2,526	2,526	-
(3) 有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	200	199	△0
②その他有価証券	2,852	2,852	-
(4) 支払手形及び買掛金	(628)	(628)	-
(5) 短期借入金	(990)	(990)	-

(\*) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式の取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、並びに(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	20
投資事業有限責任組合出資持分(*2)	28

(\*1)非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしていません。

(\*2)投資事業有限責任組合出資持分のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	1,146円02銭
1株当たり当期純利益	31円77銭

## 独立監査人の監査報告書

平成 24 年 5 月 8 日

株式会社松風

取締役会 御 中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 渡部 健 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 豊原 弘行 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第 4 4 4 条第 4 項の規定に基づき、株式会社松風の平成 2 3 年 4 月 1 日から平成 2 4 年 3 月 3 1 日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社松風及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>		<b>流動負債</b>	
現金及び預金	4,340	支払手形	164
受取手形	201	買掛金	497
売掛金	2,231	短期借入金	990
商品及び製品	1,604	一払借入金	18
仕掛品	474	未払費用	267
原材料及び貯蔵品	389	未払税金	659
前払費用	0	未払消費税	105
繰延税金資産	114	前受り	24
その他の流動資産	309	預り金	1
流動資産計	107	前受り金	24
流動負債引当金	9,773	役員賞与引当金	60
△95	△95	設備関係支出手形	31
<b>差引流動資産合計</b>	<b>9,678</b>	その他の流動負債	8
<b>固定資産</b>		<b>流動負債合計</b>	<b>2,853</b>
<b>有形固定資産</b>		<b>固定負債</b>	
建物	1,704	一払借入金	29
構築物	96	預り保証金	335
機械・装置	195	長期未払金	598
車両運搬具	0	<b>固定負債合計</b>	<b>963</b>
工具・器具備品	131	<b>負債合計</b>	<b>3,816</b>
土地	985	<b>(純資産の部)</b>	
リース資産	45	<b>株主資本</b>	
建設仮勘定	7	資本金	4,474
<b>有形固定資産合計</b>	<b>3,166</b>	資本剰余金	4,576
<b>無形固定資産</b>		資本準備金	4,576
商標権	1	資本剰余金合計	4,576
ソフトウェーク	138	利益剰余金	1,118
電話加入権	6	利益準備金	260
<b>無形固定資産合計</b>	<b>145</b>	その他利益剰余金	10
<b>投資その他の資産</b>		配当準備金	740
投資有価証券	2,954	固定資産圧縮積立金	4,320
関係会社株	2,873	別途積立金	6,449
出資	8	繰越利益剰余金	△55
従業員長期貸付金	10	<b>自己株式</b>	<b>15,444</b>
関係会社長期貸付金	50	株主資本合計	15,444
長期前払費用	5	評価・換算差額等	298
差入保証金	51	その他有価証券評価差額金	298
役員退職年金掛金	204	評価・換算差額等合計	19
前払年金費用	284	<b>新株予約権</b>	<b>19</b>
繰延税金資産	153	<b>純資産合計</b>	<b>15,762</b>
投資その他の資産計	6,596	<b>負債純資産合計</b>	<b>19,579</b>
流動負債引当金	△7		
<b>差引投資その他の資産合計</b>	<b>6,589</b>		
<b>固定資産合計</b>	<b>9,901</b>		
<b>資産合計</b>	<b>19,579</b>		



# 損 益 計 算 書

(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		12,874
売 上 原 価		6,584
売 上 総 利 益		6,290
販売費及び一般管理費		5,772
営 業 利 益		517
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	5	
有 価 証 券 利 息	2	
受 取 配 当 金	191	
会 費 収 入	76	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	97	
そ の 他	85	459
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	12	
売 上 割 引	146	
当 社 主 催 会 費 用	114	
そ の 他	7	280
経 常 利 益		696
税 引 前 当 期 純 利 益		696
法人税、住民税及び事業税	196	
法 人 税 等 調 整 額	73	269
当 期 純 利 益		427

## 株主資本等変動計算書

(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			
				配当準備金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金
平成23年4月1日残高	4,474	4,576	1,118	260	10	740	4,181
事業年度中の変動額							
固定資産圧縮積立金の取崩					△0		0
剰余金の配当							△289
当期純利益							427
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	△0	-	138
平成24年3月31日残高	4,474	4,576	1,118	260	10	740	4,320

	株主資本		評価・換算 差額等 その 他有価証券 評価 差額金	新株予約権	純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計			
平成23年4月1日残高	△55	15,307	300	-	15,607
事業年度中の変動額					
固定資産圧縮積立金の取崩		-			-
剰余金の配当		△289			△289
当期純利益		427			427
自己株式の取得	△0	△0			△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			△1	19	17
事業年度中の変動額合計	△0	137	△1	19	155
平成24年3月31日残高	△55	15,444	298	19	15,762

## 個別注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

子会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの……移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

##### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商 品  
製 品  
原 材 料  
仕 掛 品  
貯 蔵 品

先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

但し、ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

但し、当事業年度は年金資産が退職給付債務を超過しているため、当該超過額を前払年金費用として計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により按分した額を費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

（追加情報）

当社は、平成23年9月に退職金制度を変更し、適格退職年金制度から確定給付企業年金法による規約型の確定給付年金制度及び確定拠出年金制度へ移行しております。本移行に伴い、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）を適用しております。

この移行により、退職給付債務が222百万円減少し、同額の過去勤務債務が発生しております。

なお、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法で会計処理を行っております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

#### (3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、規程に基づく事業年度末要支給額全額を引当計上しております。

（追加情報）

平成23年6月28日開催の当社の株主総会において、役員退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給議案（支給の時期は各役員の退職時とする）が承認可決され、これにより、役員退職慰労引当金は561百万円取り崩し、打ち切り支給額の未払分を固定負債の「長期末払金」に計上しております。

#### (4) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

#### 4. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(追加情報)

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

(法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成24年4月1日以降に解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前事業年度の40.58%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成24年4月1日から平成27年3月31日までのものは37.92%、平成27年4月1日以降のものについては35.54%に変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が37百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が57百万円、その他有価証券評価差額金が20百万円、それぞれ増加しております。

#### (貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 6,671百万円

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 432百万円

短期金銭債務 197百万円

#### (損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

売上高 1,326百万円

仕入高 1,881百万円

営業取引以外の取引高 277百万円

#### (株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の株式数

普通株式 40,702株

## (税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### (繰延税金資産)

貸倒引当金	38百万円
賞与引当金	176百万円
株式評価損	39百万円
役員退職慰労引当金	223百万円
減価償却限度超過額	62百万円
その他	113百万円
繰延税金資産小計	653百万円
評価性引当額	△41百万円
繰延税金資産合計	612百万円

### (繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△142百万円
固定資産圧縮積立金	△6百万円
その他	△0百万円
繰延税金負債合計	△148百万円
繰延税金資産の純額	463百万円

## (リースにより使用する固定資産(貸借対照表に計上したものを除く)に関する注記)

### 1. リース物件の取得原価相当額、減価償却累計額相当額及び事業年度末残高相当額

	取得原価相当額 (百万円)	減価償却累計額 相当額(百万円)	事業年度末残高 相当額(百万円)
(有形固定資産) 工具・器具備品	16	15	1
合計	16	15	1

### 2. 未経過リース料事業年度末残高相当額

1年以内	1百万円
1年超	0百万円
合計	1百万円

3. 支払リース料等	
支払リース料	3百万円
減価償却費相当額	3百万円
支払利息相当額	0百万円

4. 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法

・減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

・利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各事業年度への配分方法については、利息法によっております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	979円45銭
1株当たり当期純利益	26円59銭

## 独立監査人の監査報告書

平成 24 年 5 月 8 日

株式会社松風

取 締 役 会 御 中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 渡部 健 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 豊原 弘行 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第 4 3 6 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、株式会社松風の平成 2 3 年 4 月 1 日から平成 2 4 年 3 月 3 1 日までの第 1 4 0 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 監査報告書

当監査役会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第140期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査要領に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の仕事の維持を目的とするものではないと認めます。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年5月10日

株式会社 松 風 監査役会

常勤監査役	井 上 秀	Ⓔ
常勤監査役	徳 田 進	Ⓔ
社外監査役	西 田 憲 司	Ⓔ
社外監査役	酒 見 康 史	Ⓔ

注 監査役西田憲司及び酒見康史は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 取締役7名選任の件

取締役 太田勝也、根來紀行、脇野喜和、白波瀬文雄、関 敏明及び西田喜直の6氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営陣の強化を図るため、1名増員し、7名の取締役の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	おおた かつや 太田 勝也 (昭和19年11月30日生)	昭和43年4月 当社入社 平成元年6月 取締役財務部長 平成8年7月 常務取締役財務部長兼総務・人事担当 平成9年4月 常務取締役管理本部長兼財務部長 平成11年3月 常務取締役管理本部長 平成12年7月 取締役社長（代表取締役） 平成21年6月 取締役会長（代表取締役）（現在）	69,900株
2	ね ころ のりゆき 根來 紀行 (昭和31年3月9日生)	昭和56年3月 当社入社 平成15年6月 取締役研究開発部長 平成19年7月 常務取締役研究開発部長 平成20年6月 常務取締役研究開発・技術・生産担当 兼研究開発部長 平成21年4月 常務取締役研究開発・技術・生産担当 平成21年6月 取締役社長（代表取締役）（現在）	32,500株



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	にしだ よしなお 西田 喜直 (昭和25年11月24日生)	昭和48年3月 当社入社 平成15年6月 取締役営業部長 平成20年7月 常務取締役営業・マーケティング担当 兼営業部長 平成21年6月 常務取締役営業部長 平成21年10月 常務取締役 平成23年6月 常務取締役営業・マーケティング・国際担当 (現在)	17,300株
6	※ ふじしま わたる 藤島 亘 (昭和29年8月26日生)	平成19年11月 株式会社京都銀行営業統括部業務役 平成21年3月 当社入社 平成21年4月 財務部長 平成23年6月 執行役員財務部長 (現在)	3,900株
7	※ ちかもち たかし 近持 貴之 (昭和30年9月11日生)	昭和56年3月 当社入社 平成18年4月 営業部東京支社長 平成19年6月 取締役東京支社長 平成21年10月 取締役営業部長 平成23年6月 上席執行役員営業部長 (現在)	16,900株

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。  
2. ※は新任の取締役候補者であります。

## 第2号議案 監査役3名選任の件

監査役 井上 秀、西田憲司及び酒見康史の3氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	※ まつむら みつお 松村 光常 (昭和24年12月16日生)	昭和49年3月 当社入社 平成16年6月 取締役財務部長 平成21年4月 取締役グループ事業管理部長 平成23年6月 上席執行役員グループ事業管理部長 (現在)	16,300株
2	にしだ けんじ 西田 憲司 (昭和22年5月5日生)	昭和47年7月 監査法人中央会計事務所入所 昭和50年12月 公認会計士登録 昭和57年5月 西田憲司公認会計士事務所開設 平成13年6月 当社監査役 (現在)	10,800株
3	さけみ やすし 酒見 康史 (昭和33年12月24日生)	平成3年4月 弁護士登録 平成5年4月 酒見哲郎法律事務所(現 酒見法律事務所)入所 平成16年6月 当社監査役 (現在)	9,600株

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. ※は新任の監査役候補者であります。
3. 西田憲司氏及び酒見康史氏は、社外監査役候補者であります。
4. 西田憲司氏は、公認会計士として財務及び会計に精通し企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。なお、同氏の社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって11年であります。
5. 酒見康史氏は、弁護士として会社法をはじめとする企業法務に精通し企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。なお、同氏の社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって8年であります。
6. 西田憲司氏及び酒見康史氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしております。なお、当社は酒見康史氏を当社の独立役員として、同取引所に届け出しています。

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

本総会開始の時をもって補欠監査役の小原正敏氏の選任の効力が失効しますので、法令又は定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は次のとおりであります。

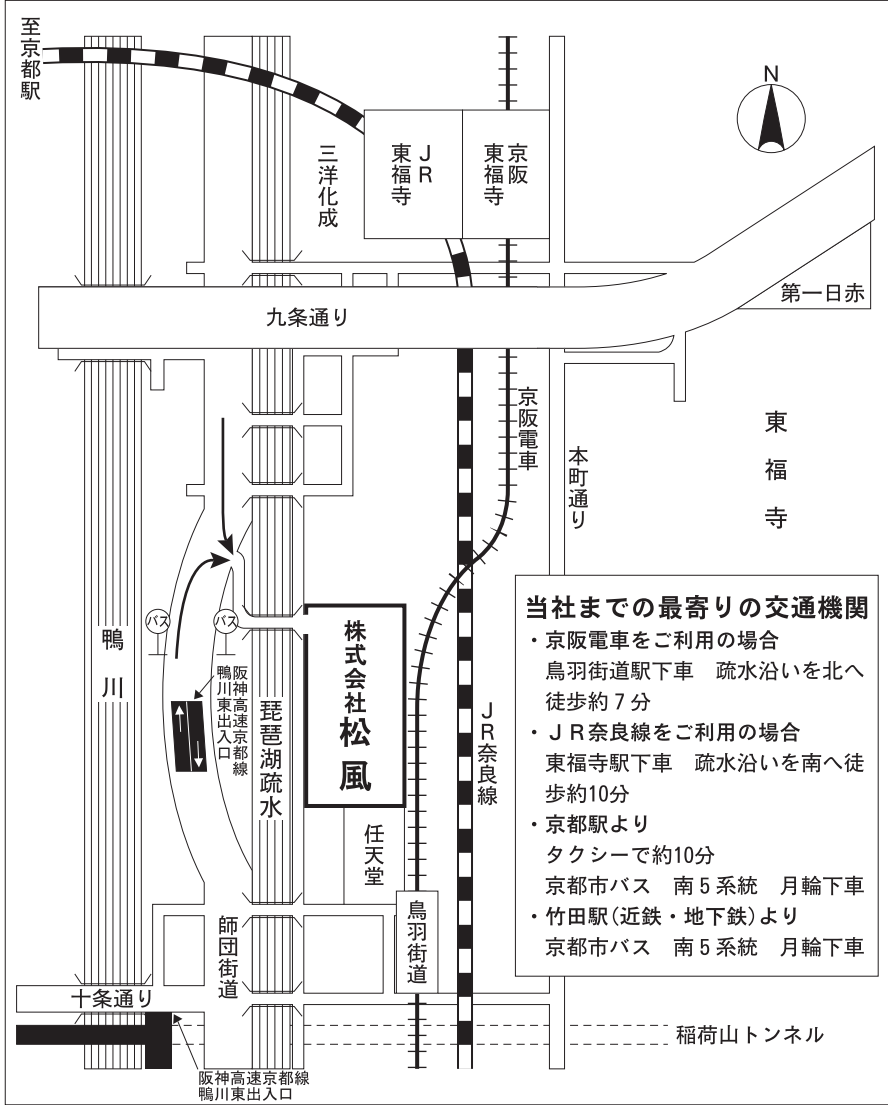
氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
おほら まさとし 小原 正敏 (昭和26年4月25日生)	昭和54年4月 弁護士登録 吉川綜合法律事務所 (現 きっかわ法律事務所) 入所 昭和61年8月 ニューヨーク州弁護士登録 平成16年4月 大阪市立大学法科大学院特任教授(民事法担当) 平成22年4月 大阪市立大学法科大学院非常勤講師 (現在)	-

- (注) 1. 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 小原正敏氏は、社外監査役候補者であります。小原正敏氏は、弁護士として会社法をはじめとする企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたします。

以上

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.



**当社までの最寄りの交通機関**

- ・京阪電車をご利用の場合  
鳥羽街道駅下車 疏水沿いを北へ  
徒歩約7分
- ・JR奈良線をご利用の場合  
東福寺駅下車 疏水沿いを南へ  
徒歩約10分
- ・京都駅より  
タクシーで約10分  
京都市バス 南5系統 月輪下車
- ・竹田駅(近鉄・地下鉄)より  
京都市バス 南5系統 月輪下車

駐車スペースに限りがございますので、できるだけ、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。